

生活福祉委員会

送付 20 - 11

小規模非住宅用地の固定資産税・都市計画税の減免措置の継続についての意見書の提出を求める陳情

受付年月日 平成 20 年 10 月 3 日

陳情者 千代田区九段南 3 - 3 - 14 サニーアクセスビル 2F  
社団法人 麻町青色申告会  
会長 小野寺 盛三郎

陳情書

### 【陳情の要旨】

「小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税を2割減額する減免措置」の恒久化を目指し、平成21年度以後も継続されるよう、東京都に対して意見書を提出されますよう陳情いたします。

### 【陳情の趣旨】

青色申告者を含む小規模事業者を取り巻く環境は、長期的な景気の低迷ばかりか、格差社会の広がり、原油や食料などの原料価格の高騰、金融事情の悪化、後継者不足など、さまざまな危機に晒されています。

このような社会経済環境の中で、私たち小規模事業者は厳しい経営を強いられ、家族を含めてその生活基盤は圧迫され続けている現状にあります。

また、小規模事業者のみならず多くの都民が、税や社会保障費などの負担の増加に喘いでいる実態にあります。

この厳しい状況の下におきましては、過重な負担の緩和と中小企業の支援を目的として、平成14年度に創設され、多くの小規模事業者が適用を受けている、「小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税を2割減額する減免措置」を廃止することとなると、小規模事業者の経営や生活を更に厳しいものとし、ひいては地域社会の活性化、日本経済の回復に大きな影響を及ぼすことにもなりかねません。

つきましては、「小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税を2割減額する減免措置」の恒久化を目指し、平成21年度以後も継続されるよう、東京都に対して意見書を提出されますよう陳情いたします。

平成20年10月3日

千代田区議会議長 高山 はじめ 殿